平成２７年（フ）第１６１号
神奈川県小田原市曽比2164番地
破産者　小形　健作
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６６号
静岡県浜松市南区三和町125番地の１　アイリスパークＦ、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区中島１丁目22番３号
破産者　中川　俊豪
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
静岡県浜松市南区三和町125番地の１　アイリスパークＦ、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区中島１丁目22番３号
破産者　中川　静香
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
福岡県八女市吉田1148番地１の２　サンマリノ吉田Ｃ棟101号
破産者　柿原　夏代
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市加治屋町19番７号（サーパス加治屋905号）
破産者　野元　優也
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
鹿児島県いちき串木野市旭町14番地１
破産者　薗田　秀樹
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市中山町767番地１（リバーサイドＡ306号）
破産者　飯塚　律子
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第６６３号
千葉県市原市大厩1207番地49
破産者　新井　英男
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６６号
東京都八王子市下恩方町1796番地１
破産者　大宮　重彦
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０６７号
東京都八王子市下恩方町1796番地１
破産者　大宮美樹子
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４１号
神戸市中央区元町通６丁目１番８号　東栄ビル
破産者　株式会社エム・オー・エーコーベツーリスト
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６９号
静岡県掛川市領家965番地の５
破産者　新明産業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
三重県度会郡南伊勢町古和浦226番地28
破産者　上村　智之
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２９１号
北海道江別市大麻中町11番地の６　ハイムザバウンティＢ号室
破産者　落合　昭則
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５８号
熊本市中央区古川町８番地１　コート・ヴィレッジ・アボシ901
破産者　田中　秀起
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
熊本県山鹿市鹿校通１丁目６番50―２号、開始決定時の住所熊本県山鹿市鍋田1872番地２
破産者　瀬口　正敏
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第８号
群馬県前橋市日吉町３丁目36番地30
破産者　田中　　陽
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
長野県上田市常田２丁目35番11号
破産者　増田伊都子
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部